○近畿地方整備局告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　九号　亀岡市大井町並河鎌又二一番一から同市大井町並河熊田一六番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年五月十一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十二号

由良川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十四年七月二十八日付けで告示された建設省告示第三千二百八十五号を次のように改める。

関係図面のうち、第二十三号図及び第二十四号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

（図面省略）

○北海道開発局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画下水道事業十勝川流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十五年七月二十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町富川北二丁目二〇三番一三から同町字厚賀町一二八番一まで	前	ＢＡ 一七・五〇～二四・〇〇	一二〇・〇〇メートル～二三八・二〇〇メートル 二〇・四五〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 一七・五〇～二四・〇〇	一二〇・〇〇メートル～二三八・二〇〇メートル 二〇・七四〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三から同道広尾郡広尾町字紋別二〇線九七番一まで	前	Ａ 一〇・五〇～一四・六四	九一・〇〇メートル～一八六・六九 二一・五五二キロメートル 二一・五五二 六・三三八	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 一〇・五〇～一四・六四	九一・〇〇メートル～一八六・六九 二一・五五二キロメートル 二一・五五二 六・三三八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡美瑛町字五稜国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇四林班お小班から同町字五稜国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇四林班り小班まで	前	三七・六三～五四・四一	八一・九九メートル～九八・五七 〇・四三八キロメートル 〇・四三八	
	後	三七・六三～五四・四一	八一・九九メートル～九八・五七 〇・四三八キロメートル 〇・四三八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号	北海道沙流郡日高町字緑町一一六番一地先から同町字美原二五九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成三十年四月二十一日十六時